

改正後

改正前

通称日付印 年 月 日 索引番号

郵便番号 年 月 日 索引番号

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式等に係る譲渡損失の繰越用)

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式の譲渡損失繰越用)

住所 (又は、事業所、事務所、居所など) フリガナ 氏名

住所 (又は、事業所、事務所、居所など) フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル規制の対象となる株式)等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

この付表は、翌年以後の各年分において租税特別措置法第37条の13第4項(特定投資株式の譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受けるために、3年前の年分以後の特定投資株式の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

○ 本年分において、分離課税の株式等の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成を済ませてください。また、特定投資株式の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある方は、併せて、「株式の長期明細書」の作成を済ませてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。)

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算

Table with 5 columns: 項目, ①, ②, ③, ④, ⑤. Rows include: 株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額, 特定投資株式の譲渡による損失の金額, 特定投資株式の譲渡による損失の金額, 特定譲渡損失の金額.

Table with 4 columns: 事業所得, 譲渡所得, 雑所得, 合計. Rows include: 特定投資株式の譲渡による損失の金額, 特定投資株式の譲渡による損失の金額, 特定投資株式を譲渡したことにより生じた損失の金額, 株式等に係る事業譲渡又は雑所得の金額, 特定譲渡損失の金額.

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。
所帯の区分ごとに作成した「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の面頭の①の金額を△印を付けて書いてください。
なお、②の金額が赤字のときは、そのまま印を付けて書いてください。
③の金額が赤字の場合に、その金額と④の金額のいずれが少ない方の金額を△印を付けないで書いてください。(例)③の金額500で、④の金額が300のときは、0と書いてください。

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額の計算

Table with 4 columns: 年分, ④, ⑤, ⑥. Rows include: 本年分, 2年前分, 本年の前年分, 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額.

Table with 4 columns: 年分, ④, ⑤, ⑥. Rows include: 本年分, 2年前分, 本年の前年分, 翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額.

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。
上の④の⑤、⑥の金額の合計額が赤字の場合のみ書いてください。
前年から繰り越された特定投資株式の譲渡損失の金額がある場合のみ書いてください。
申告書第三表(分離課税用)の「翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額」の⑥(申告書第四表(繰越控除申告書)の「6 翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額」の③)に記載してください。

※ ⑥(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の、「未公開分」の場合には②の金額を限度として、「上場分」の場合には③の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特別の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。